2. 連結自己資本の充実の状況

連結自己資本比率の状況

令和7年12月末における連結自己資本比率は、14.32%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○　普通出資による資本調達額

項　　目	内　　容
発行主体	市原市農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	3,539百万円（前年度3,596百万円）

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

（1）自己資本の構成に関する事項

（単位：千円、％）

項　　目		令和7年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額		7,659,082	7,565,095
	うち、出資金及び資本剰余金の額	4,214,165	4,270,433
	うち、再評価積立金の額	―	―
	うち、利益剰余金の額	3,520,135	3,358,390
	うち、外部流出予定額（△）	34,796	28,651
	うち、上記以外に該当するものの額	△ 40,422	△ 35,077
コア資本に算入される評価・換算差額等		―	―
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額		―	―
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		―	187
	うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	―	187
	うち、適格引当金コア資本算入額	―	―
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		―	―
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		―	―
コア資本に係る基礎項目の額	（イ）	7,659,082	7,565,283
コア資本に係る調整項目			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		6,302	7,618
	うち、のれんに係るものの額（のれん相当差額を含む）の額	―	―
	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	6,302	7,618
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		4,175	3,944
適格引当金不足額		―	―
証券化取引により増加した自己資本に相当する額		―	―
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		―	―
退職給付に係る資産の額		―	―
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		―	―
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		―	―
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		―	―
特定項目に係る十パーセント基準超過額		―	―
	うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	―	―
	うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	―	―
	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	―	―
特定項目に係る十五パーセント基準超過額		―	―
	うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	―	―
	うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	―	―
	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	―	―
コア資本に係る調整項目の額	（ロ）	10,478	11,563
自己資本			
自己資本の額（（イ）－（ロ））	（ハ）	7,648,603	7,553,720
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額		51,687,893	55,862,333
	資産（オン・バランス）項目	51,686,341	55,862,333
	うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）	―	
	うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		―
	うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		―
	うち、土地再評価差額金に係る経過措置による土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額に係るものの額		―
	うち、上記以外に該当するものの額		―
マーケット・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額		―	
勘定間の振替分		―	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額		1,689,301	4,018,173
信用リスク・アセット調整額			―
フロア調整額		―	
オペレーショナル・リスク相当額調整額			―
リスク・アセット等の額の合計額	（ニ）	53,377,195	59,880,507
連結自己資本比率			
連結自己資本比率（（ハ）／（ニ））		14.32%	12.61%

（注）
1．「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
2．当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、令和7年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
3．当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

（2）自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

（単位：千円）

信用リスク・アセット	令和６年度 エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b＝a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b＝a×4%
現金	651,448	—	—			
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,586,025	—	—			
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—			
国際決済銀行等向け	—	—	—			
我が国の地方公共団体向け	9,052,588	—	—			
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—			
国際開発銀行向け	—	—	—			
地方公共団体金融機構向け	—	—	—			
我が国の政府関係機関向け	—	—	—			
地方三公社向け	—	—	—			
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	96,599,709	19,319,942	772,797			
法人等向け	1,270,775	608,932	24,357			
中小企業等向け及び個人向け	18,836,129	7,232,687	289,307			
抵当権付住宅ローン	2,251,223	764,464	30,578			
不動産取得等事業向け	1,580	1,580	63			
三月以上延滞等	16,391	17,249	689			
取立未済手形	13,668	2,733	109			
信用保証協会等保証付	7,831,901	775,855	31,034			
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—			
共済約款貸付	—	—	—			
出資等	300,160	300,160	12,006			
（うち出資等のエクスポージャー）	300,160	300,160	12,006			
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—			
上記以外	18,287,731	25,938,727	1,037,549			
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—			
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	5,101,544	12,753,860	510,154			
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	18,843	47,107	4,350			
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—			
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に係る５％基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—			
（うち上記以外のエクスポージャー）	13,167,344	13,137,760	525,510			

	証券化	—	—	—			
	（うちＳＴＣ要件適用分）	—	—	—			
	（うち非ＳＴＣ適用分）	—	—	—			
	再証券化	—	—	—			
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	900,000	900	36			
	（うちルックスルー方式）	900,000	900	36			
	（うちマンデート方式）	—	—	—			
	（うち蓋然性方式250%）	—	—	—			
	（うち蓋然性方式400%）	—	—	—			
	（うちフォールバック方式）	—	—	—			
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	1,301,043	52,041			
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	—	—	—			
	標準的手法を適用するエクスポージャー計	157,599,334	56,264,276	2,250,571			
	CVAリスク相当額÷8%	—	—	—			
	中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—			
合計（信用リスク・アセットの額）		157,599,334	56,264,276	2,250,571			

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	
	a	ｂ＝ａ×4%	a	ｂ＝ａ×4%	
	4,018,173	160,726			
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母）計	所要自己資本額	リスク・アセット等（分母）計	所要自己資本額	
	a	ｂ＝ａ×4%	a	ｂ＝ａ×4%	
	58,980,507	2,359,220			

（注）

1．「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果的適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

2．「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

3．「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージのことです。

4．「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。

5．「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

6．「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目に係る経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。

7．「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。

8．当連結グループでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{（粗利益（正の値の場合に限る）×15%)の直近３年間の合計額}}{\text{直近３年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

② 信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

（単位：千円）

信用リスク・アセット	令和７年度 エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b＝a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b＝a×4%
現金	700,720	—	—			
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,381,028	—	—			
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—			
国際決済銀行等向け	—	—	—			
我が国の地方公共団体向け	10,568,951	—	—			
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—			
国際開発銀行向け	—	—	—			
地方公共団体金融機構向け	—	—	—			
我が国の政府関係機関向け	—	—	—			
地方三公社向け	—	—	—			
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	94,067,559	18,813,551	752,542			
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—	—	—			
カバード・ボンド向け	—	—	—			
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	913,397	253,066	10,122			
（うち特定貸付債権向け）	—	—	—			
中堅中小企業等向け及び個人向け	3,434,846	1,301,367	52,054			
（うちトランザクター向け）	2,630	1,183	47			
不動産関連向け	28,646,793	14,182,207	567,288			
（うち自己居住用不動産等向け）	15,612,618	6,402,203	256,088			
（うち賃貸用不動産向け）	13,034,175	7,780,004	311,200			
（うち事業用不動産関連向け）	—	—	—			
（うちその他不動産関連向け）	—	—	—			
（うちＡＤＣ向け）	—	—	—			
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—			
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	1,416	1,055	42			
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	10,008	9,608	384			
取立未済手形	16,883	3,376	135			
信用保証協会等保証付	7,389,376	732,220	29,288			
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—			
株式等	300,160	300,160	12,006			
共済約款貸付	—	—	—			
上記以外	8,401,484	12,606,112	504,244			
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—			
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—			
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	5,101,544	12,753,860	510,154			
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	24,745	61,863	2,474			

	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—			
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に係るエクスポージャー）	—	—	—			
	（うち上記以外のエクスポージャー）	3,275,194	3,275,194	131,007			
	証券化	—	—	—			
	（うちＳＴＣ要件適用分）	—	—	—			
	（短期ＳＴＣ要件適用分）	—	—	—			
	（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—			
	（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	—	—	—			
	再証券化	—	—	—			
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	400,000	400	16			
	（うちルックスルー方式）	400,000	400	16			
	（うちマンデート方式）	—	—	—			
	（うち蓋然性方式250%）	—	—	—			
	（うち蓋然性方式400%）	—	—	—			
	（うちフォールバック方式）	—	—	—			
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	—	—	—			
	標準的手法を適用するエクスポージャー計	157,232,625	51,687,893	2,067,515			
	CVAリスク相当額÷8%（簡便法）	—	—	—			
	中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—			
	合計（信用リスク・アセットの額）	157,232,625	51,687,893	2,067,515			
マーケット・リスクに対する所要自己資本の額 ＜簡易方式又は標準方式＞		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額
		a		b＝a×4%	a		b＝a×4%
		—		—			
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額
		a		b＝a×4%	a		b＝a×4%
		1,689,288		67,571			
所要自己資本額計		リスク・アセット等（分母）計		所要自己資本額	リスク・アセット等（分母）計		所要自己資本額
		a		b＝a×4%	a		b＝a×4%
		53,377,195		2,135,087			

③　オペレーショナルリスクに対する所要自己資本額の概要

（単位：千円）

	令和７年度	
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	1,689,301	
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	67,572	
BI	1,126,201	
BIC	135,144	

（注）

1．「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

2．「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

3．「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

4．「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。

5．オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第１項第３号に基づき「１」を使用しております。

（3）信用リスクに関する事項

①　リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、ＪＡ以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めておりません。ＪＡの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P.14）をご参照ください。

②　標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

（ア）リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは，以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R＆Ｉ)
株式会社日本格付研究所(ＪCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Ｍｏｏｄｙ’ｓ)
Ｓ&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Ｆｉｔｃｈ)

（注）「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本を算出するための掛目のことです。

（イ）リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	Ｒ＆Ｉ，Moody’s，JCR，S&P，Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	Ｒ＆Ｉ，Moody’s，JCR，S&P，Fitch	
法人等向けエクスポージャー	Ｒ＆Ｉ，Moody’s，JCR，S&P，Fitch	

③信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：千円）

		令和7年度				令和6年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー
地域別残高計	国内	156,832,625	48,969,109	4,376,708	11,425	156,699,334	47,774,344	3,580,331	16,391
	国外	—	—	—	—	—	—	—	—
		156,832,625	48,969,109	4,376,708	11,425	156,699,334	47,774,344	3,580,331	16,391
業種別残高計	法人 農業	41,420	41,420	—	—	51,893	51,889	—	4
	法人 林業	—	—	—	—	—	—	—	—
	法人 水産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	法人 製造業	—	—	—	—	—	—	—	—
	法人 鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—
	法人 建設不動産業	242,127	142,053	100,074	—	246,349	146,304	100,045	—
	法人 電気・ガス・熱供給・水道業	100,069	—	100,069	—	100,069	—	100,069	—
	法人 運輸・通信業	400,111	—	400,111	—	400,111	—	400,111	—
	法人 金融・保険業	99,185,986	—	—	—	101,714,922	—	—	—
	法人 卸売・小売・飲食・サービス業	298,572	1,250	297,321	—	299,383	2,917	296,466	—
	法人 日本国政府・地方公共団体	12,949,979	9,470,848	3,479,131	—	10,638,614	7,954,974	2,683,639	—
	法人 上記以外	578,106	277,946	—	703	613,773	313,613	—	1,103
	個人	39,034,886	39,034,886	—	10,721	39,303,626	39,303,542	—	15,283
	その他	4,001,363	703	—	—	3,330,590	1,103	—	—
		156,832,625	48,969,109	4,376,708	11,425	156,699,334	47,774,344	3,580,331	16,391
残存期間別残高計	1年以下	93,663,817	89,010	—		96,218,466	95,885	—	
	1年超3年以下	1,362,872	862,413	500,459		1,333,059	832,629	500,429	
	3年超5年以下	2,772,298	2,275,115	497,182		1,693,720	1,597,562	96,157	
	5年超7年以下	3,538,844	3,242,153	296,691		4,635,864	4,235,695	400,168	
	7年超10年以下	7,341,410	5,249,842	2,091,567		5,390,659	3,797,281	1,593,377	
	10年超	38,385,417	37,094,449	990,807		38,011,265	37,021,068	990,196	
	期限の定めのないもの	9,767,964	156,124	—		9,416,299	194,222	—	
		156,832,625	48,969,109	4,376,708		156,699,334	47,774,344	3,580,331	

（注）

1．信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するもの除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2．「貸出金等」とは，貸出金のほか，コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間・融資枠の範囲で、利用者請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残高も含めています。

3．「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌月から３ヶ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

4．「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産が該当します。

5．「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③３か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

④貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：千円）

区　　分	令和7年度					令和6年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	187	—	—	187	—	3,105	187	—	3,105	187
個別貸倒引当金	34,616	30,888	—	34,616	30,888	41,876	34,616	3,026	38,850	34,616

⑤業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

（単位：千円）

区　分		令和7年度						令和6年度					
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
国　内		34,616	30,888	—	34,616	30,888		41,876	34,616	3,026	38,850	34,616	
国　外		—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
地域別計		34,616	30,888	—	34,616	30,888		41,876	34,616	3,026	38,850	34,616	
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個　人		34,616	30,888	—	34,616	30,888	—	41,876	34,616	3,026	38,850	34,616	—
業種別計		34,616	30,888	—	34,616	30,888	—	41,876	34,616	3,026	38,850	34,616	—

⑥信用リスク・アセット残高内訳表

（単位：千円）

項目	ﾘｽｸ･ｳｪｲﾄ（%）	令和7年度					
		CCF・信用ﾘｽｸ削減効果適用前		CCF・信用ﾘｽｸ削減効果適用後			ﾘｽｸ･ｳｪｲﾄの加重平均値（%）
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用ﾘｽｸ･ｱｾｯﾄの額	
	-	A	B	C	D	E	F（=E/(C+D)）
現金	0	700,720	—	700,720	—	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	2,381,028	—	2,381,028	—	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	10,568,951	—	10,568,951	—	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10～20	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10～20	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	20	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	94,067,559	—	94,067,559	—	18,813,511	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	10～100	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	913,397	—	912,146	—	253,066	28
（うち特定貸付債権向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	3,418,434	31,210	3,281,023	3,121	1,301,367	40
（うちトランザクター向け）	45	—	26,300	—	2,630	1,183	45
不動産関連向け	20～150	28,629,596	—	28,487,571	—	14,182,207	50
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	15,595,420	—	15,520,897	—	6,402,203	41
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	13,034,175	—	12,966,673	—	7,780,004	60
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	—	—	—	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	100～150	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	50～150	1,416	—	703	—	1,055	150
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	9,608	—	9,608	—	9,608	100
取立未済手形	20	16,883	—	16,883	—	3,376	20
信用保証協会等による保証付	0～10	7,389,376	—	7,322,207	—	732,220	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250～400	300,160	—	300,160	—	300,160	100
共済約款貸付	0	—	—	—	—	—	—
上記以外	100～1250	8,401,484	0	8,401,484	0	16,090,918	192
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	5,101,544	—	5,101,544	—	12,753,860	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	24,745	—	24,745	—	61,863	250
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	250	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	—	—	—	—	—	—
（うち右記以外のエクスポージャー）	100	3,275,194	0	3,275,194	0	3,275,194	100
証券化	-	—	—	—	—	—	—
（うちSTC要件適用分）	-	—	—	—	—	—	—
（うち非STC要件適用分）	-	—	—	—	—	—	—
再証券化	-	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	400,000	—	400,000	—	400	0
未決済取引	-					—	
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	-					—	
合計（信用リスク・アセットの額）	-					51,687,893	

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年度については、記載しておりません。

⑦ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

令和７年度　　（単位：千円）

	信用リスク・エクスポージャーの額（ＣＣＦ・信用リスク削減手法適用後）						
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,381,028	－	－	－	－	－	2,381,028
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－	－
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計
我が国の地方公共団体向け	10,568,951	－	－	－	－	－	－	10,568,951
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－	－	－	－	－
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－	－	－
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	94,067,559	－	－	－	－	－	－	0	94,067,559
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	700,489	197,087	－	－	－	14,425	－	－	145	912,146
（うち特定貸付債権向け）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	100%	150%	250%	400%	その他	合計
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－
株式等	－	－	－	－	－	－
	45%	75%	100%	その他	合計
中堅中小企業等向け及び個人向け	2,630	4,499,509	462,588	2,369,417	3,284,144
（うちトランザクター向け）	2,630	－	－	0	2,630
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	624,785	－	－	－	－	－	－	－	－	－	5,991,994	8,904,118	15,520,897
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	－	－	－	－	－	12,966,673	－	－	－	－	0	12,966,673
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－
	60%	その他	合計
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	－	－	－
	100%	150%	その他	合計
不動産関連向け うちＡＤＣ向け	－	－	－	－
	50%	100%	150%	その他	合計
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	－	－	703	0	703
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	9,608	－	0	9,608
	0%	10%	20%	100%	その他	合計
現金	700,720	－	－	－	0	700,720
取立未済手形	－	－	16,883	－	0	16,883
信用保証協会等による保証付	0	7,321,692	－	0	515	7,322,207
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	300,160	300,160
共済約款貸付	－	－	－	－	－	－

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和６年度については、記載しておりません。

⑧信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト1250%を適用する残高

（単位：千円）

					令和6年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウエイト0%				―	11,673,719	11,673,719
	リスク・ウエイト2%				―	―	―
	リスク・ウエイト4%				―	―	―
	リスク・ウエイト10%				―	7,758,551	7,758,551
	リスク・ウエイト20%				700,489	108,830,393	109,530,882
	リスク・ウエイト35%				―	2,183,712	2,183,712
	リスク・ウエイト50%				196,202	88	196,291
	リスク・ウエイト75%				―	6,409,253	6,409,253
	リスク・ウエイト100%				―	13,821,442	13,821,442
	リスク・ウエイト150%				―	5,093	5,093
	リスク・ウエイト250%				―	5,120,387	5,120,387
	その他				―	―	―
リスク・ウエイト1250%					―	―	―
計					896,692	156,802,642	156,699,334

（注）

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑨資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：千円）

リスク・ウェイトの区分	令和７年度							
	CCF・信用ﾘｽｸ削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用ﾘｽｸ削減効果適用後）	CCF・信用ﾘｽｸ削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用ﾘｽｸ削減効果適用後）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目			オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	127,890,512	—	—	127,613,767				
40%～70%	13,216,222	26,300	10%	13,166,391				
75%	6,460,328	3,054	10%	6,441,503				
80%	—	—	—	—				
85%	41,592	—	—	41,592				
90%～100%	486,659	—	—	486,622				
105%～130%	—	—	—	—				
150%	703	—	—	703				
250%	300,160	—	—	300,160				
400%	—	—	—	—				
1250%	—	—	—	—				
その他	953	1,856	10%	945				
	148,397,131	31,210	10%	148,051,685				

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「ＣＣＦの加重平均値」の追加等を行っております。

（4）信用リスク削減手法に関する事項

①　信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあって、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続きは、JA のリスク管理の方針及び手続きに準じて行っています。JA のリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P.105 ）をご参照してください。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位：千円）

区　分			令和６年度	
	適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け			—	—
我が国の政府関係機関向け			—	—
地方三公社向け			—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け			—	—
法人等向け			—	—
中小企業等向け及び個人向け			11,649	12,184,668
抵当権付住宅ローン			—	32,346
不動産取得等事業向け			—	—
三月以上延滞等			—	—
証券化			—	—
中央清算機関関連			—	—
上記以外			—	—
合計			11,649	12,217,014

（注）

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

（単位：千円）

	令和７年度			
	適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	—	—		
我が国の政府関係機関向け	—	—		
地方三公社向け	—	—		
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—		
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	144	—		
中堅中小企業等向け及び個人	10,431	2,315,058		
自己居住用不動産等向け	—	9,524,491		
賃貸用不動産向け	—	—		
事業用不動産関連向け	—	—		
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—		
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—		
証券化	—	—		
中央清算機関関連	—	—		
上記以外	—	—		
合計	10,576	11,839,550		

（注）
１．「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
２．「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
③３か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
３．「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです
４．「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

⑸ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません

⑹ 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません

（7）ＣＶＡリスクに関する事項

① CVA リスク相当額の算出に使用する手法(SA―CVA、完全な BA―CVA、限定的な BA―CVA 又は簡便法をいう。）の名称及び各手法により算定される対象取引の概要

連結グループにかかるCVA リスク相当額は「簡便法」により算出しております。

② CVA リスクの特性及び CVA に関するリスク管理体制の概要（CVA リスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。）

CVA リスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行っております。

（8）マーケット・リスクに関する事項

当ＪＡ連結グループは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

（9）オペレーショナル・リスクに関する事項

① オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはＪＡのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。ＪＡのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P.108）をご参照ください。

（10）出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはＪＡのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。ＪＡのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(P.109)をご参照ください。

②　出資等または株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価

（単位：千円）

	令和７年度		令和６年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	―	―	―	―
非上場	5,401,704	5,401,704	5,401,704	5,401,704
合計	5,401,704	5,401,704	5,401,704	5,401,704

（注）「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③　出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

（単位：千円）

	令和７年度			令和６年度		
	売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
上場	―	―	―	―	―	―
非上場	―	―	―	―	―	―
合計	―	―	―	―	―	―

④　連結貸借対照表で認識され，連結損益計算書で認識されない評価損益の額（その他有価証券の評価損益等）

（単位：千円）

	令和７年度		令和６年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上場	―	―	―	―
非上場	―	―	―	―
合計	―	―	―	―

⑤　連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

（単位：千円）

	令和７年度		令和６年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上場	―	―	―	―
非上場	―	―	―	―
合計	―	―	―	―

（9）リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	令和７年度	令和６年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	400	900
マンデート方式を適用するエクスポージャー	―	―
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	―	―
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	―	―
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	―	―

（１０）金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定方法の概要

連結グループの金利リスクの算定方法は、ＪＡの金利リスクの算定方法に準じた方法により行っています。ＪＡの金利リスクの算定方法等は、単体の開示内容（P.112～114）をご参照ください。

３．財務諸表の正確性等にかかる確認

確認書

１．　私は、当ＪＡの令和７年１月１日から令和７年１２月３１日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認しました。

２．　この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。

（1）　業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
（2）　業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
（3）　重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和８年４月３０日
市 原 市 農 業 協 同 組 合
代表理事組合長　戸谷　利彦